

## コロナ感染症から子どもと教育を守ろう！ (11)

新型コロナ感染症に関する通知などの情報や、府高教のとりくみ、現場の声をお伝えします

# 子どもの実態から出発する教育課程を！！

## 府教委「令和2年度府立高等学校行事予定の考え方」を通知

府教委は28日、各学校長へ「令和2年度府立高等学校行事予定の考え方」を通知しました。

### 1 必要となる授業日数について

年間35週の必要となる授業日数※を確保するように計画する。

※令和元年9月6日付け教高第2453-2号に対して各高等学校が届け出た「必要となる授業日数」。

### 2 授業日数の確保について

令和2年度に限り、次の(1)～(5)により必要となる授業日数を確保する。

- (1) 必要な授業日数を確保するために長期休業、学校創立記念日及び週休日に授業日を設定する。
- (2) 生徒の健康管理の観点から、毎週少なくとも1日以上は休業日を設定する。
- (3) 週休日に行事を実施する場合の休業日（代休日）はその翌日以降の近接した日に設定することが望ましい。ただし、これに依り難い場合は、後ろ1週間を超えて設定することができる。
- (4) 教科・科目、総合的な探究の時間のシラバスに学習活動として明確に位置付けることで、修学旅行の一部を授業日とすることができる。
- (5) 週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替える。

■必要となる授業日数が175日の学校の対応例（以下の①及び②により授業日数を確保）

#### ①夏季休業と冬季休業において27日間授業実施

	通常	令和2年度	縮減日数
夏季休業	7/21～8/31(42日間)	8/7～8/16(10日間)	22日(32日間)
冬季休業	12/25～1/7(14日間)	12/29～1/4(7日間)	5日(7日間)

※（ ）内は土日祝を含む期間

#### ②土曜日に5日間授業実施

### 3 「2」による確保が困難な場合

長期休業日及び週休日等で相当数授業を実施しても必要となる授業日数に及ばない学校は個別に高等学校課と協議する。

## 文科省通知、教育委員会議の議論を踏まえない一方的な通知は撤回せよ！

通知は、年度当初に予定されていた授業日数を6月からの学校再開ですべて確保しようとするもので、これは極度の詰め込み内容を意味します。文科省通知では最終学年以外の学習内容について、次年度繰り越しを容認(※1)しており、5月19日に行われた大阪府教育委員会議では各委員から詰め込み学習を危惧する意見が相次いでいます(※2)。今必要なのは、長期間休校を強いられた子どもたちへの心身のケアであり、成長と発達を保障すること、短期間詰め込みでなく、学力を確実に保障していくことです。目の前の子どもに対し、どのように教育課程をつくり、行うかは各学校の裁量によるものです。府教委による一律的な押し付けは断じて容認できません。

※1 府高教コロナ対策ニュースNo.3 ※2 府高教コロナ対策ニュースNo.4

2面に続きます

## 教職員のいのちと健康を守れ

授業日数 175 日の学校の「対応例」では、**長期休業が夏冬で 27 日縮減、土曜日に 5 日間授業を実施**としています。土曜日授業は振替で対応するとしていますが、**そもそも土曜勤務の振替が完全に取得できないことが常態化している状態では机上の空論**です。本通知は、教育課程の問題に留まらず、教職員の長時間過密労働をさらに助長し、いのちと健康と脅かす重大なものです。府高教は本通知について府教委と折衝を行い、学校の教育課程編成権を守る立場で全力で取り組みます。

### 学校再開は、教育条件整備とセットで！

学校再開は、現場教職員の合意に基づき、感染予防対策と一体で行うことが大前提です。この間の大阪府の新型コロナウイルス対応では、学校内の感染防止対策が不十分、教職員の感染拡大防止のための服務についても、現場の声によって段階的に拡大するなど後手の対応です。

学校再開には多くの不安の声が現場からあがっています。補正予算での学校衛生対策は皆無であり物品の予算措置は不十分です。少人数授業についても、知事は、少人数実施のために必要な教員の大幅増に言及していません。「図書カード」に使う予算で、できることはもっとあるはずです。府高教は引き続き、現場の要求を集約し、実現に全力をあげます。

### 府高教、府教委に対し第 5 回緊急申し入れ



5 月 29 日、府高教は府教委に対し 5 回目となる緊急申し入れ、各項目について折衝を行いました。

子どもたちの成長・発達を保障するために、十分な感染防止対策を行いながら、教育活動を再開することが求められています。一方で、専門家会議・政府からは感染対策の長期化による「**新しい生活様式**」の継続的な実践が求められており、この観点から見たとき、**府立高校の現在の体制・教育条件は、極めて不十分**と言わざるを得ません。府高教は現場の要求を集約し、「6 月学校再開」を前に改めて府教委に以下の 7 点を申し入れました。

▲申し入れを行う府高教・志摩委員長

(詳細は下記QRから読めます。)

1. 学校の感染防止にあたっては、科学的・合理的な対策を行うとともに、学校の実情に合わせた柔軟な対応を行うこと。
2. 感染防止対策を行いながら教育活動をすすめるために、府立学校の体制を抜本的に強化すること。
3. 感染防止対策のため、必要な施設整備、物品支給を行うこと
4. 教職員の感染防止対策を強化すること。
5. 教育活動の再開にあたっては、人格の完成、子どもたちの成長・発達を第一に、学校の自主性を尊重した対応を行うこと。
6. 感染防止対策を行いながら十分な教育活動を行うため、不要不急の業務を整理し、教職員の負担を軽減すること。
7. その他



**一人ひとりの声は小さい…だからあなたも府高教へ！**



新型コロナ対策について  
ご意見をお寄せください  
osfuko@yahoo.co.jp



コロナNEWS



加入はこちら

